# 自然豊かな 地球環境にやさしい やすらぎのまち



#### 基本目標の概要

区民一人ひとりが地球人としての意識をもつために学び、 地球環境に負荷の少ないライフスタイルへ転換するとともに、 水と緑豊かで、生物が息づく自然と区民生活が共生する、 やすらぎのまちをつくります。

施策の柱(1)

環境啓発·環境教育



### 環境にやさしいエコタウンづくり

施策の目的

区民や事業者が日本一のエコタウンをめざして、地球環境について学び、環境に 配慮した生活や事業活動を行うようにします。

#### 施策を取り巻く現在の状況

本区では、昭和44年に発足した「環境をよくする地区協議会」を中心に区民と一体となり、生活環境を守ってきました。

近年、地球環境の悪化が世界規模の問題となるなかで、平成17年、京都議定書が発効されました。

本区においても、平成20年4月に「エコタウンえどがわ推進計画」を策定し、本区が培ってきた地域力を活かしながら、さまざまな地球温暖化対策に取り組むことで「日本一のエコタウン」をめざしています。

また、区民が自然・地球環境への理解をさらに深めるために、NPO法人「えどがわエコセンター」を立ち上げ、幅広い年齢層が実践的に参加できる場を整えるとともに、学校などにおいて、次代を担う子どもたちに積極的に環境教育を実施しています。

さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正されるとと もに、地球環境に関するさまざまな問題が国会で論議されるなかで、区民の意識もより高まっています。

- 区民や事業者が地球環境に配慮した生活を実践するための支援
- ・地域としての温室効果ガスの削減
- 自然エネルギーの活用などの誘導策・支援策の充実
- えどがわエコセンターの充実
- 次代を担う子どもたちへの環境教育



子ども体験教室



生ごみリサイクル講習会

本区がこれまで培ってきた、環境をよくする運動などの「地域力」や、「豊かな水と緑」「活力のあるまち」という本区の特性を活かし、区民、事業者、えどがわエコセンター、本区が協働で「日本一のエコタウン」をめざし取り組んでいます。また、区民や事業者が参加できる環境学習の機会が充実し、環境に対する理解を深め、行動する場が増えています。

さらに、学校などでは「学校版もったいない運動」\*\*1を実践し、体験的環境教育の場を学校生活のなかに作ることにより、次世代を担う子供たちに環境意識が定着しています。

#### 主な取り組み

#### **①**区民や事業者が地球環境に配慮した生活を実践するための支援

[もったいない運動]を推進し、登録者を拡充させ、活動機会の充実を図ります。 また、「エコカンパニーえどがわ制度」を拡大します。

#### ❷地域としての温室効果ガスの削減

「エコタウンえどがわ推進計画」\*\*<sup>2</sup>に基づき、エコタウンえどがわ推進本部を中心に、区・えどがわエコセンター・家庭・事業所が協働して温室効果ガス削減につながるさまざまな取り組みを実施します。また、「環境をよくする地区協議会」との連携など地域力を活かして取り組みを拡大します。

#### ❸自然エネルギーの活用などの誘導策・支援策の充実

区民や事業者の自主的な取り組みへの支援や助成制度のしくみを検討します。

#### 4 えどがわエコセンターの充実

えどがわエコセンターに集う区民や団体などさまざまな主体と協働し、環境活動の輪を広げるとともに会員の拡大を図ります。

また、環境リーダーの育成に努めるとともに、区民のニーズやライフスタイルに応じた各種講座・講習会を 開催することで、実践活動を支える人材の育成をしていきます。

#### ⑤次代を担う子どもたちへの環境教育

グリーンプラン推進校<sup>\*3</sup>を中心に、各校の特色に合わせた環境教育を実践します。 また、「学校版もったいない運動」と協働し、環境教育の実践を図ります。

<sup>※1「&</sup>lt;mark>学校版もったいない運動」</mark>…子どもたち、教職員が一体となって、「環境について学び、考え、実行し、身につける」活動を通して「もったいない」の心をはぐくむ活動のこと。

<sup>※2 「</sup>エコタウンえどがわ推進計画」…地域としてめざすべき温室効果ガスの削減目標を掲げ、この達成に向けて、区民、事業者、区が一体となって具体的な取り組みを進めて いくための計画のこと。

<sup>※3「</sup>グリーンプラン推進校」…えどがわエコセンターと協働し、学校における環境学習を推進するモデル校のこと。

施策の柱(2

資源循環(ごみの減量と資源リサイクル)



### ライフスタイルの見直しによる ごみの大幅な減量化

施策の目的

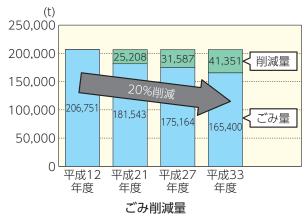
区民・事業者・区が3R (リデュース・リユース・リサイクル) \*1を意識したライフスタイルへの見直しを行い、ごみの大幅な減量化をめざします。

#### 施策を取り巻く現在の状況

東京23区では20か所の清掃工場を共同使用しながら、安全かつ安定的に効率良くごみを焼却し、最終処分場の延命に努めています。

ごみの量は、平成11年10月の資源回収事業の全区展開により減少傾向にあります。また、平成18年12月にペットボトル、平成20年4月に容器包装プラスチックを「不燃ごみ」から「資源」に分別変更したことで、大きくごみ量やごみ質が変化するとともに、区民のリサイクル意識が向上してきました。しかし、さらにごみの減量を進めることが求められています。そのためには、無駄なごみが出ないように区民と事業者が協力するとともに、効率的にリデュース・リユース・リサイクルを推進していく、清掃事業と一体となった循環型社会形成に向けたしくみづくりが不可欠です。さらには、「家庭ごみの有料化」について調査・研究を行っていきます。また、容器包装リサイクル法の見直しなど広域的な課題については、国や都などと協力しながら進めていかなければなりません。

- ごみ減量のため消費者と事業者との協力
- ・効率的なリデュース・リユース・リサイクルの推進、特にリデュース・リユースを最優先に促進
- 清掃事業と一体となった循環型社会形成に向けたしくみづくり
- 事業者におけるごみの発生抑制と拡大生産者責任<sup>\*2</sup>の徹底





マイバッグ運動の推進

- \*\*1 「3R(リデュース・リユース・リサイクル)」…廃棄物を減少させるリデュース (Reduce)、再使用するリユース (Reuse)、再利用するリサイクル (Recycle) の3つの頭文字をとったもの
- ※2 「拡大生産者責任」…経済協力開発機構 (OECD) が提唱した概念であり、「製品に対する生産者の物理的および (もしくは) 経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策上の手法 )のこと。

現在のままごみが排出された場合、10年後には区のごみ量は186,298トン、区民一人1日あたりのごみ量としては731グラムになります。しかし、「ごみダイエットプラン\*3」に掲げた、平成12年度比でごみ量20%削減という目標を達成した結果、区のごみの量は165,400トン、区民一人1日あたりのごみ量としては649グラムになります。

ごみ量の削減と低炭素社会、自然共生社会への取り組みとを合わせ、温室効果ガスなどの削減が推進されます。 また、事業者は拡大生産者責任の原則のもと、環境に配慮した事業活動への転換が推進されます。

#### 主な取り組み

#### ●ごみ減量のため消費者と事業者との協力体制の構築

商店会やスーパーなどの小売店と連携を図り、レジ袋削減やバラ売りなどのごみ減量につながる取り組みを 行います。

また、マイバッグ運動推進店を中心とした、事業者の自主的なレジ袋削減の取り組みを拡大しながら、マイバッグ利用の区民運動を展開します。

#### 2リデュース・リユースの促進

燃やすごみの約半分を占めている生ごみや、未開封食品などのごみについては、生ごみの水切りの促進、ごみを出さない調理方法の工夫や食べ残しをしない食生活の見直し、さらに賞味期限、消費期限の正しい知識の普及など、ごみの発生を抑える生活習慣の見直しを図ります。また、リサイクルバンクやリサイクルショップなどの取り組み情報を提供し、区民のリュースを促進します。

#### ❸環境に配慮した清掃事業の推進

ごみ収集時の環境負荷を低減するため、環境負荷の少ない低公害車を導入するとともに、ごみの排出量に応じて清掃車両台数の適正化を図ります。

また、清掃工場での熱回収や、燃やさないごみからの資源物の回収やスラグ\*4の有効利用など、中間処理段階での資源化を進めます。

#### ◆事業者におけるごみの発生抑制

大規模事業所には、再利用計画書の作成や廃棄物管理責任者講習会への参加を促すとともに、立入調査、指導を徹底し、ごみの発生抑制を推進します。

また、製品の製造・販売事業者には、自らが製造・販売した製品について責任を自覚し、環境に配慮した事業 活動に転換するなどの啓発活動を行います。

#### ⑤家庭ごみ有料化の調査・研究

家庭ごみの有料化について、他自治体の動向を踏まえつつ、廃棄物減量等推進審議会などにおいて調査・研究を行います。

<sup>※3「</sup>ごみダイエットプラン」…平成23年3月に「ごみ減量20%」という目標を掲げ、区民・事業者・区が力を合わせて取り組む一般廃棄物処理基本計画のこと。

<sup>※4 「</sup>スラグ」・・・・焼却灰と飛灰を1,200°C以上の高温で溶融し、急速に冷却すると生成される砂状のもの。アスファルト舗装やコンクリート二次製品の骨材、埋戻材などの土木資材として有効利用される。

施策の柱(2)

資源循環(ごみの減量と資源リサイクル)



### 資源リサイクルの拡充

施策の目的

区民・事業者・区が資源の大切さを意識したライフスタイルへの見直しを行い、資源を有効活用します。

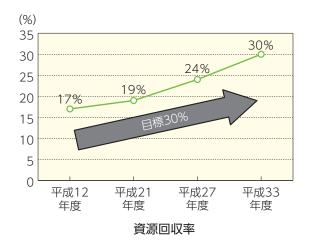
#### 施策を取り巻く現在の状況

東京23区では20か所の清掃工場を共同使用しながら、安全かつ安定的に効率良くごみを焼却し、最終処分場の延命に努めています。

ごみの量は、平成11年10月の資源回収事業の全区展開により減少傾向にあります。また、平成18年12月にペットボトル、平成20年4月に容器包装プラスチックを「不燃ごみ」から「資源」に分別変更したことで、大きくごみ量やごみ質が変化するとともに、区民のリサイクル意識が向上してきました。しかし、さらにごみの減量を進めることが求められています。そのためには、無駄なごみが出ないように区民と事業者が協力するとともに、効率的にリデュース・リユース・リサイクルを推進していく、清掃事業と一体となった循環型社会形成に向けたしくみづくりが不可欠です。また、容器包装リサイクル法\*1の見直しなど広域的な課題については、国や都などと協力しながら進めていかなければなりません。

#### 施策の課題

- ・限りある資源の有効利用
- 区民、事業者との協力体制の構築
- ごみの減量に向けたさらなる資源品目の拡大
- 循環型社会づくりのためのしくみづくり
- 国や都などの関係機関との協力





古着・古布リサイクル回収の様子

※1 「<mark>容器包装リサイクル法」</mark>…家庭から出る容器包装廃棄物を資源として有効活用することにより、ごみの減量化を図るための法律のこと。

現在のままごみが排出された場合、10年後には区のごみ量は186,298トン、区民一人1日あたりのごみ量としては731グラムになります。しかし、「ごみダイエットプラン\*2」に掲げた、平成12年度比でごみ量20%削減という目標を達成した結果、区のごみの量は165,400トン、区民一人1日あたりのごみ量としては649グラムになります。

そのための施策であるごみと資源の分別の徹底をはじめ、区内全域での集団回収、雑紙回収の促進、廃食用油や小型家電などの新たな品目の資源化など、リサイクルの推進により、資源回収率は30%になります。

#### 主な取り組み

#### ●資源の有効活用

排出指導などにより分別の徹底を図ることで、適正排出に導き、資源の有効利用を促進します。また、分別の理解が十分浸透していない雑紙や容器包装プラスチックについては、情報紙の活用など、区民にわかりやすい周知活動を根気強く行っていきます。

#### ②資源品目の拡大

新たな資源品目の拡充に向けて、ごみとして処分しているものから特定のものだけを分別する方法や、資源ルートの確保を図りながら、廃食用油や小型家電などの資源の品目を段階的に拡大していきます。また、効率的に回収を行うため、区民がいつでも施設などに直接持ち寄ることができる拠点回収に取り組んでいきます。

#### ③古紙の行政回収から地域(民間)回収への移行

区民のリサイクル意識の向上と効率的な資源回収を行うために、町会・自治会などによる区内全域での集団 回収実施、また、活動回収日、回収品目の拡充を進めます。特に、古紙については行政回収から地域力を活か した集団回収へ移行していきます。

また、民間事業者が主体となった事業系古紙のリサイクル制度の活性化を図るため、多くの事業所が参加しやすい制度となるように情報提供や周知などの支援を行っていきます。

#### ●拡大生産者責任の徹底

拡大生産者責任の徹底を図るため、国や関係機関に対して、自治体と事業者の適正な役割分担のあり方など、容器包装リサイクル法などの見直しの提言を行い、円滑なリサイクルシステムのための働きかけを行っていきます。

施策の柱(3)

自然との共生・ふれあい



## 水と緑でネットワークする 「いのちのオアシス」 づくり

施策の目的

水と緑のネットワークづくりを推進し、区民がやすらぎとうるおいをもって生活 できるようにします。

### 施策を取り巻く現在の状況

これまで本区は、「豊かな水辺環境に囲まれている」という自然条件を活かして、河川敷の緑地や葛西のなぎさ、親水公園の整備など、「遊水都市」づくりを進めてきました。そして、区民の保全活動にも支えられて、公園や道路緑化・親水施設・河川など、公共空間における水と緑の環境整備を着実に推進し、豊かなうるおいを感じられる生活空間が形成されています。

今後は、この特長をさらに活かし、さまざまな生き物が棲む[いのちのオアシス]づくりや「花と緑の拠点」づくりを進めるなど、誰もが気軽に水と緑に親しめるような環境を整備していくことが必要です。また、これらの環境を活用して、区民が自然とふれあうことのできる機会を充実することも大切です。

さらに、市街化の進展などにともない、既存の民有地の緑や農地などが減少しており、これらを保全していく ことが重要です。

- 誰もが気軽に水と緑に親しめる環境づくり
- 民有地の緑や農地などの保全

生物多様性の感じられる親水公園や河川空間を多くの区民が認識し、その大切さを自ら実感し、子どもたちも理解しています。学校の先生や地域の自然観察リーダーたちが、豊かな水辺、緑を舞台に生き物とふれあうきっかけをつくり、それが本区の水辺では日常の光景として見受けられるようになります。

本区の水辺では、夏休みには虫取りやカニとりの子どもたちでにぎわい、春秋には植物観察会がひらかれています。

干潟やアシ原など自然環境の多様な大河川や親水公園・緑道などの水と緑のネットワークがよりいっそう広がり、四季の彩りを以前にも増して体感できる環境が整います。

路地や商店街には四季の緑や花が植えられ、行きかう人々がそれらの緑を見て楽しんでいます。

民有地の緑や大規模な農地は、豊かな緑をいかした農業公園として活用され、農の風景が10年前のまま保全されています。また、その空間は災害時の防災拠点として約8割の区民が認知しています。

#### 主な取り組み

#### ●誰もが気軽に水と緑に親しめる環境づくり

「自然観察会」などを通じ、生物の生息環境を保全・創出する区民活動につなげるため、生物の生息状況を公開し、生き物について学ぶ講座を実施するとともに、参加した区民から身近な生き物の目撃情報を提供してもらいます。頂いた情報をデータベースにまとめ、本区の生物生息状況の把握に役立てます。

また、「向こう三軒両隣」などで提供された「まちなか緑化」事例を参考に、路地や商店街を花と緑で彩り、地域主体の緑化活動により区民の誰もが楽しめるうるおいのあるまち並みを創出していきます。



虹の広場

#### 2民有地の緑や農地などの保全

農地は過去10年間で、約3割減少しており、農業振興とあわせ、都市農地の無秩序な消失を事前に防ぐため、 保全方針に関する検討を進めます。

方針の策定にあたっては、「緑確保の総合的な方針」\*1で新たに制度の創設が示された「農の風景育成地区」の 導入をめざし、農地や樹林地などが特に集積する保全重点地区の抽出を行い、景観保全、農業振興及び防災性 の向上を図る方策を検討します。また、それらの緑の空間は近隣住民に災害時の防災拠点として認知される方 策を行います。

<sup>※1 「</sup>緑確保の総合的な方針」…特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化などの課題に対し、都区市町が合同で都市計画を基本としたまちづくりの取り組みの方向性を明らかにし、平成31年度までの10年間に計画的に東京の緑を確保していくことを目的として、平成22年5月に策定されたもの。

施策の柱(3)

自然との共生・ふれあい



### 自然とのふれあいの拡大

施策の目的

区民が、自然あふれる水と緑の良好な環境に、身近にふれあうことができるよう になります。

#### 施策を取り巻く現在の状況

これまで本区は、「豊かな水辺環境に囲まれている」という自然条件を活かして、河川敷の緑地や葛西のなぎさ、 親水公園の整備など、「遊水都市」づくりを進めてきました。そして、区民の保全活動にも支えられて、豊かなう るおいを感じられる生活空間が形成されています。

今後は、この特長をさらに活かし、さまざまな生き物が棲む[いのちのオアシス]づくりや「花と緑の拠点」づく りを進めるなど、誰もが気軽に水と緑に親しめるような環境を整備していくことが必要です。また、これらの環 境を利用して区民が、自然とふれあうことのできる機会を充実することも大切です。

現在、区民が自然とふれあいながら活動を展開する「アダプト活動」などが広がっており、こうした「アダプト 活動」の輪をさらに拡充していく必要があります。また、活動資金・人的支援などの区民からの要望に対して、活 動の自主性、区の支援のあり方を検討する必要があります。

- 自然とふれあうことのできる機会の拡充
- 「アダプト活動」などへの区民参加の拡大
- 区民の活動に対する支援のあり方

4

#### 江戸川区の10年後の姿

本区には、江戸川・荒川の河川敷や葛西臨海公園の広大な自然地があり、まちなかには自然石の石積護岸で生き物の生息できる親水公園・親水緑道が整備されています。そこには、水辺の自然とふれあう場が充実しており、ビオトープ\*1の保全活動、荒川クリーンエイド、泣く虫の観察会などが10年後も継続して行われています。また、そこで育成されたネイチャーリーダー\*2を中心とした、新たな自然観察会も開催されるようになります。

河川敷や葛西臨海公園ではぐくまれてきた自然地の環境管理を、区内の自然環境に対する[気づき]から、利用者自らが行います。

#### 主な取り組み

#### 

養成講座で育成されたネイチャーリーダーによる、地域の自然を伝える「観察会」を開催し、自然資源を周知すると同時に、生き物調査などの自然環境実態調査を区民参加により行うことにより、区内の自然環境に対する「気づき」を促します。また、ネイチャーリーダーを学校に派遣、総合学習の時間に「地域の自然観察」を行い、子どもたちに「水と緑のえどがわ」を伝えます。各種自然観察会の結果などをもとに、生き物の生息状況の基礎資料を収集します。それらを参考に、区の生物多様性を実感できる情報発信のためのデータベースを作成します。

#### ❷学校ビオトープの整備

土や緑とふれあう機会の少なくなった子どもたちに向けて、最も身近な緑の環境学習、生き物とふれあう場として学校内にビオトープを整備します。教育活動の一環として、学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備し、維持管理を行いながら日々生き物を観察できる環境をつくり、こうした活動に児童・生徒・教師のほか保護者や近隣住民が参加することで学校と地域社会とのコミュニケーションも広がります。

#### 3区民との協働による緑化の推進

区内の各地域では、さまざまなグループや個人によって緑を支える、「アダプト制度」を利用した各ボランティアの活動が展開されています。現在活動を行っている人やこれから緑にかかわる活動を行う意欲のある人たちが集まり、活動の情報交換や新たな活動メニューを展開していくための意見を出しあう場を提供します。また、それらにかかわる情報提供を行い、緑でつなぐ人のネットワークのさらなる拡大をめざします。

#### 4水辺の自然環境の保全

多くの生き物が生息する水辺の自然生態系を支えるアシ原や草原を「荒川将来像計画2010推進計画」\*\*3などに沿って保全していきます。既存運動施設と共存を図りながら、国・区・区民・企業が連携し、一体となって水辺の生態系の保全、創出をめざします。

<sup>※1「</sup>ビオトープ」…多様な生物が生息できる生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林などのこと。

<sup>※2「</sup>ネイチャーリーダー」…生物調査や環境学習の指導者のこと。

<sup>※3 「</sup>荒川将来像計画2010推進計画」…平成8年に策定した荒川将来像計画全体構想書について見直しを行い、「放水路から川らしい水辺へ」をテーマとして、より魅力的な荒川の姿を示し実現するための新計画のこと。

施策の柱(4)

4 都市環境問題・有害化学物質への対応



## 生活環境の改善・保全と 新たな環境汚染問題への対応

施策の目的

生活環境の改善と保全を行うとともに、新たな環境汚染問題にも適切に対応することで、区民が快適に暮らせるようにします。

#### 施策を取り巻く現在の状況

工場や事業所からの騒音や振動などの問題は、依然として存在しており、自動車による排出ガスや騒音などの問題も、私たちの暮らしや健康に少なからず影響を与えています。加えて、アスベストによる大気汚染や有害化学物質による土壌汚染が新たな問題として指摘されています。具体的にはアスベスト使用建築物の老朽化にともない、解体工事の増加などが予想されるとともに、有害化学物質の不適切な取り扱いが原因と思われる市街地土壌汚染の問題が工場廃止時や土地改変時に生じています。

また、東京国際空港(羽田空港)が再拡張され、離着陸機数が増加していることから、区内上空飛行にともない 発生する騒音について、今後も監視の強化や他自治体との連携などが必要となっています。

一方で、近年は事業所周辺の宅地化、生活様式や価値観の多様化などにより、近隣紛争などの従来とは異なるさまざまな公害相談も寄せられています。

- 事業場などからの騒音や振動による健康・生活への悪影響
- 自動車による排出ガスや騒音の問題
- アスベスト含有の有無についての正確な判定(分析)と適切な工事方法の徹底
- 有害化学物質の発生や被害を防止するための情報の共有や事業者に対する土壌汚染リスク及び 有害化学物質の適正な取り扱いについての周知徹底
- 航空機騒音問題への対応
- ・新たな公害相談への対応







河川の水質調査

誰もがライフスタイルや事業活動を根本的に見直すことで生活環境の保全に努めています。

また、アスベストによる大気汚染や有害化学物質による土壌汚染、航空機騒音などについて、区民・事業者・区が情報を共有し、相互に意思疎通を図りながら、リスクを最小限にしています。

さらに、近隣問題から生じるさまざまな公害相談について、相談体制を充実させ適切な対応を取るとともに、 当事者間で自己解決できるように支援しています。

#### 主な取り組み

### ●アスベスト含有の有無についての正確な判定(分析)と適切な工事方法の徹底

アスベスト含有の有無の判定を分析で行うように、アスベスト調査費助成制度の活用を誘導していきます。 また、建築物などの解体及びアスベスト処理工事の事前周知に関する要綱に基づき、窓口届出時や現場立入 時を通して、適切な工法を指導していきます。

#### ②有害化学物質の発生や被害を防止するための情報の共有や事業者に対する 土壌汚染リスク及び有害化学物質の適正な取り扱いについての周知徹底

化学物質に対する正しい知識を身につけ理解を深めるために、区民や事業者に情報を提供する機会を設けます。また、事業者に対する土壌汚染リスク及び有害化学物質の適正な取り扱いについての指導や制度の周知を図っていきます。

#### 的航空機騒音の監視

昭和46年から行っている区内上空を通過する航空機の監視を強化し、騒音の状況を確認していきます。 また、国土交通省に対しては、引き続き航空機騒音低減のための協議を行っていきます。

#### 4新たな公害相談への対応

近隣問題から生じるさまざまな公害相談について、相談体制を充実させるとともに関係部署との連携を図り解決へ導きます。また、当事者間で自己解決できるように支援していきます。